

三木町告示第 87 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

令和8年 3月31日

三木町長 伊藤良春

- 1 縦覧期間 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和 8年 6月 1日  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 三木町役場税務課